



新勤評反対訴訟団ニュース 第30号

09年 9月 28日
新勤評反対訴訟団
事務局

〒530-0047
大阪市北区西天満4丁目
3-3 星光ビル1階
連絡先：06-6311-1250

新勤評反対訴訟 第4回 控訴審

鑑定意見書・陳述書をめぐっての法廷に結集を！

控訴審 第4回法廷

期日：**2009年 11月13日(金) 午後4時開廷**

大阪地裁・高裁 202号法廷 地下鉄・京阪 淀屋橋 徒歩10分

集合：午後3時30分 大阪地裁・高裁 1階 ロビー

第4回 法廷報告集会

日時：**2009年 11月13日(金) 午後4時30分～5時30分**

場所：エルおおさか 5階 視聴覚室 地下鉄・京阪 天満橋 徒歩5分

第3回控訴審法廷・法廷後集会報告

控訴審第3回法廷が9月8日に開かれました。文化祭など学校行事で多忙な中だったが、たくさんの会員・支援者が傍聴に駆けつけいつも通り法廷は満員となりました。変わらぬご支援に心から感謝します。

今回の法廷に控訴人(原告)側は二つの文書を提出しました。一つは教員人事評価制度について第一人者といえる中田康彦・一橋大学准教授の鑑定意見書です。中田鑑定意見書は「本件『教職員の評価・育成システム』は、学校長により設定された学校教育目標により教師の教育活動を制約する可能性をはらむ点で、教育に対する多大な弊害をもたらすものです。こうしたシステムを設置・運用することは、教育に対する不当な支配を行う違法なものと言わざるを得ません」と、システムは違法だと言い切っています。もう一つは府立支援学校の原告Aさんの陳述書です。Aさんは 校長が提示した「障害の改善・克服、心身の健康をめざす」という教育目標自体が支援学校にはふさわしくない、能力評価の基礎となる教員の活動記録が架空のもので能力評価たり得ない、不服審査会は明らかな事実誤認さえ判定せず、苦情処理機関としての能力を欠いています、と自分の経験から陳述しています。

原告弁護団は今回この二人を証人に申請しました。これに対して大阪府の側は即答できず、鑑定書については10月初めまでに反論し、証人申請についても次回の法廷で答えるとの態度をとりました。今回の鑑定書提出によって次回裁判は決定的な局面を迎えることになりました。中田准教授、原告Aさんの証人申請を裁判所に認めさせ、評価・育成システムが教育の現場にいかん弊害を与えているかを法廷の場で詳細に明らかにさせなければなりません。さらに大阪府の反論に厳しい再反論を加

えていきたい。鑑定書の内容を具体的事実で裏付けし、補強するために教育現場での事実、証言を事務局に至急集中してください。そして、次回法廷に今回を上回る傍聴の結集をお願いします。

まとめ集会では、まず訴訟団長が「政権交代で教育についても変化が生まれる。闘いを進める手がかかりとして変化に注目しながら裁判闘争をさらに前進させよう」と挨拶しました。

弁護団の冠木弁護士は、中田康彦一橋大准教授が弁護団・訴訟団の要請に真正面から応えて鑑定意見書を書いてくれました、内容はこれまで訴訟団が問題にしてきたことを取り上げ評価・育成システムが違法であると断定した非常に重要なものであると報告し、この鑑定意見書を基本に大阪府を迫ることが必要だと述べました。武村弁護士はA原告の陳述書について、およそ支援学校にふさわしくない目標が校長の一存で掲げられ、校長は教職員の活動をほとんど把握できていないのではないかと、苦情審査会は校長の誤判断追認のための機関になっているとした上で、学校での問題を裁判所に考えてもらうには証人として直接話を聞いて判断する機会を作らせることが重要だと話しました。原告のAさんは、陳述書を書くのに直前まで苦労したことを挟みながら、校長や准校長は会ってみれば悪い人物ではない、その人がシステムの中に放り込まれ教員の評価を強要されると、結局一人ひとりの活動をろくに確認もせずに評価をねつ造することになる、これが真実の姿ですと話しました。

会場からは、校長などを申請できないか、投書をして広く知ってもらったらなどの質問、意見が出ました。高教組の原告組合員からはシステムの検証アンケートを準備中なので協力して頂きたい。市民向けパンフレットPT（プロジェクト・チーム）からは、現段階の試作品を持って帰って、家族、保護者、市民の意見を集めてほしいとアピールがありました。最後に事務局長から中田さんは違法とハッキリ書いている。それを立証できるような事実の集積に向け組織の全力を挙げようと訴えがありました。

中田「鑑定意見書」要旨

自己申告票提出義務の不存在を明確に結論付け

2009年9月8日、控訴審第3回法廷に提出された中田康彦氏（一橋大学大学院社会学研究科）の「鑑定意見書」は、自己申告票提出義務は存在しないことを、明快な論旨で述べています。以下、その要旨を示します。詳細は「鑑定意見書」そのものをご覧ください。

第1．子どもの学習権保障の主体は誰か、そして、その主体との関係で校長の定める学校教育目標に個々の教員もしくは教員集団は従う義務があるか

学テ判決および学校教育法第37条は、「子どもの学習権保障の主体」として教師を想定していません。教師には、教育内容と方法を研究する自由と、専門性と研究成果に基づいた教授の自由が保障されねばなりません。学校教育目標が教育の自由を侵害するとすれば、システム全体が子どもの学習権保障に反する状態を生み出す裁量権の濫用を招く違法なものであり、このような状況では、学校教育目標の妥当性を判断し、教員の自由を侵害するような学校教育目標とそれにもとづく自己目標の設定・提出を拒否することは、教師の職務責任に照らして妥当な行為と結論付けられます。

第2．専門職たる教員の求められる資質とは何か。その資質を向上させるためにはいかなる方法や手段が妥当か

専門職たる教員の資質とは、教科指導、生活指導のいずれの領域においても、内容に関する専門的知識、指導方法に関する専門的知識・技能、教育の対象である子ども理解、といった点で精通することであり、同僚教師、子どもや保護者を含む様々な教育関係者の教育要求を組織化できることが重要

です。教育関係者の教育要求を組織化することで達成される集団的営みとしての教育で求められる実践的力量は、現場での協働の経験によって形成されるものであること、そこで求められる実践的力量は、現場での協働の経験によって形成され、課題を共有し、協働で解決することでよりよい職務遂行が期待されるということです。

第3．大阪の『評価・育成システム』において、同システムは『教員の資質向上』を目的にしているが、その目的にふさわしい効果をあげうる制度となっているか

国際的視点からみれば、目標の自己申告が校長裁量の枠内に制約されるシステムはきわめて特殊だ、ということです。評価に基づく待遇決定は、透明性・客観性といった公正性の確保が求められますが、ここで必要となるのは、評価結果の本人開示（透明性の確保）と不服申し立て手続きの整備です。前者では、「調整」が本人開示されない限り不透明であり、後者では、中立性の保持が要請されますが、現審査機関は中立性を欠く人的構成です。教員の場合特に重要なのは集団的な目標設定、学校教育目標を教職員集団で設定・共有することです。こうした過程が欠如している場合、トップダウンの制度となり、当事者の納得を調達することは困難です。

第4．本件大阪の『評価・育成システム』において、自己申告票を提出させて、個別面談、個別評価を経て給与反映をする方策は、教員の資質向上や学校活性化をもたらすものか。それとも、教育活動全般に弊害を及ぼすものか

本件システムは、資質向上策としてセットで用意されるべき研修制度が欠如するばかりか、資質向上の課題が浮かび上がらず、所与の目的を達成できないものになっています。むしろ制度不信と、士気低下をもたらす制度であり、教育活動への悪影響が懸念されます。教師の専門的自律性と教育の自由を制約し、教師の職務遂行を困難にさせる点で重大な問題を抱えています。

結論

本件システムは学校長設定の学校教育目標により教育活動を制約する可能性をはらむ点で教育に多大な弊害をもたらします。こうしたシステムの設置・運用は教育に対する不当介入であり、違法なものです。従って自己申告票の前提となるシステムが違法である以上申告票提出義務は存在しません。

投稿 東北からのラブコール～温泉最高 温泉さ行こう～

東北（宮城県）で小学校の教員をしている土屋聡です。突然ですが、皆さん、東北を訪れたことはありますか。東北は、いいですよ。旨い魚と、ぴかぴか光る飯。お酒も美味しいです。しかし、お勧めは何と言っても、温泉ですね。温泉、最高です。どすーんと疲れがたまったとき、気立てのよいお湯にほぐしてもらうと、体が軽くなるんです。細胞の底に積もった余計なものを浄化させて実感できるんです。昔ながらの湯治宿で、見知らぬ方とおしゃべりしながら、溪流を渡る森の風に吹かれて、私、人間を取り戻すんです。

21世紀この島国には「健康」のためにいろんな技や薬があり、私たちはそれらに取り巻かれていま



す。疲れが取れる薬。眠くならない飲み物。頭痛をすっきりさせる錠剤。人間、昔ながらに休みながら遊びながら、ほどほどに仕事をしていくといいのに、人為的な「健康」は、なんだか自然じゃないです。自然に逆らう「進歩」は、何かが間違っています。

学校では「お國のため」に、いっぱい無理が強いられています。教育基本法が改悪される前は、曲がりなりとも「一人ひとりの子どものため」だったのですが、今や「お國のため」の教育施策です。「学力向上」のために、6時間授業が増えても子どもも大人も疲労するばかりです。ちゃんと教える、ちゃんと賤ける、ちゃんと管理しろ。子どもたちが「しなくてはいけないこと」。教職員・保護者が「させなくてはいけないこと」。

それらは、できなかつたら不幸になるという脅しを伴います。一人ひとりの幸せには、繋がらないベクトルです。

子育て環境は、自然が一番です。だから、無理な施策には従えません。薬を飲ませ、点滴を打たせながら、飴と鞭で未来をつくることはできません。喜怒哀楽があるという自然。疲れたら休むという自然。一人ひとり違うという自然。仲間と喧嘩したり仲直りしたりしながら暮していくという自然。人間が生き物でなくなっていくのは「進歩」ではありません。

私は、責任持って子どもたちのための仕事をしたいんです。だから、教職員評価制度に反対し、自己評価票の提出を拒否し続けています。処分恫喝されることもありましたが、ずっと同じ歩調で歩んでいます。

抵抗するのは、ときにはしんどいです。理解されるばかりでなく、誤解や誹謗や中傷も伴います。疲れます。でもね、大阪の皆さんのことを思い、勇気を取り戻しています。大阪の皆さんも、きっとしんどい事態に向き合いつつも頑張っているんだろうなって。大阪の皆さんの闘いに支えられている仲間は、全国にたくさんいるんですよ。感謝感謝です。

大阪の皆さん、よかつたら覚えていてくださいね。皆さんに勇気付けられながら、全国で闘っている人がいるってことを。そして、もう一つ。疲れたら、東北の温泉がよたってことを。写真日記インターネットサイト「ある小学校教員の毎日～夕張の父さん母さんへ～」

http://homepage.mac.com/tsuchiya_sat/diary/index.html

中田鑑定意見書を活かす学習検討会へのおさそい

10月18日(日)午後6時から『エルおおさか』701号(天満橋5分)で、中田鑑定意見書を活かすための学習検討会を開催します。次回法廷に向けて様々な課題なども検討する予定です。皆さん参加してください。